

～銃猟をされるみなさんへ～

銃猟をされる皆様におかれましては、日頃から安全狩猟に努めていただいているところですが、以下のことにつきましても、ご注意くださいますようお願いいたします。

のり養殖施設に向けて発砲しないでください

- ◎狩猟期間の有明海では、のりの養殖が行われており、過去に養殖施設（「のり網支柱」「うき」など）が散弾によって破損したことがあります。
- ◎養殖漁場内での発砲や養殖漁場に向けた発砲は、のり養殖漁業者の大切な財産に損害を与えたり、漁業者が被弾する可能性がありますので、しないでください。

農業施設に向けて発砲しないでください

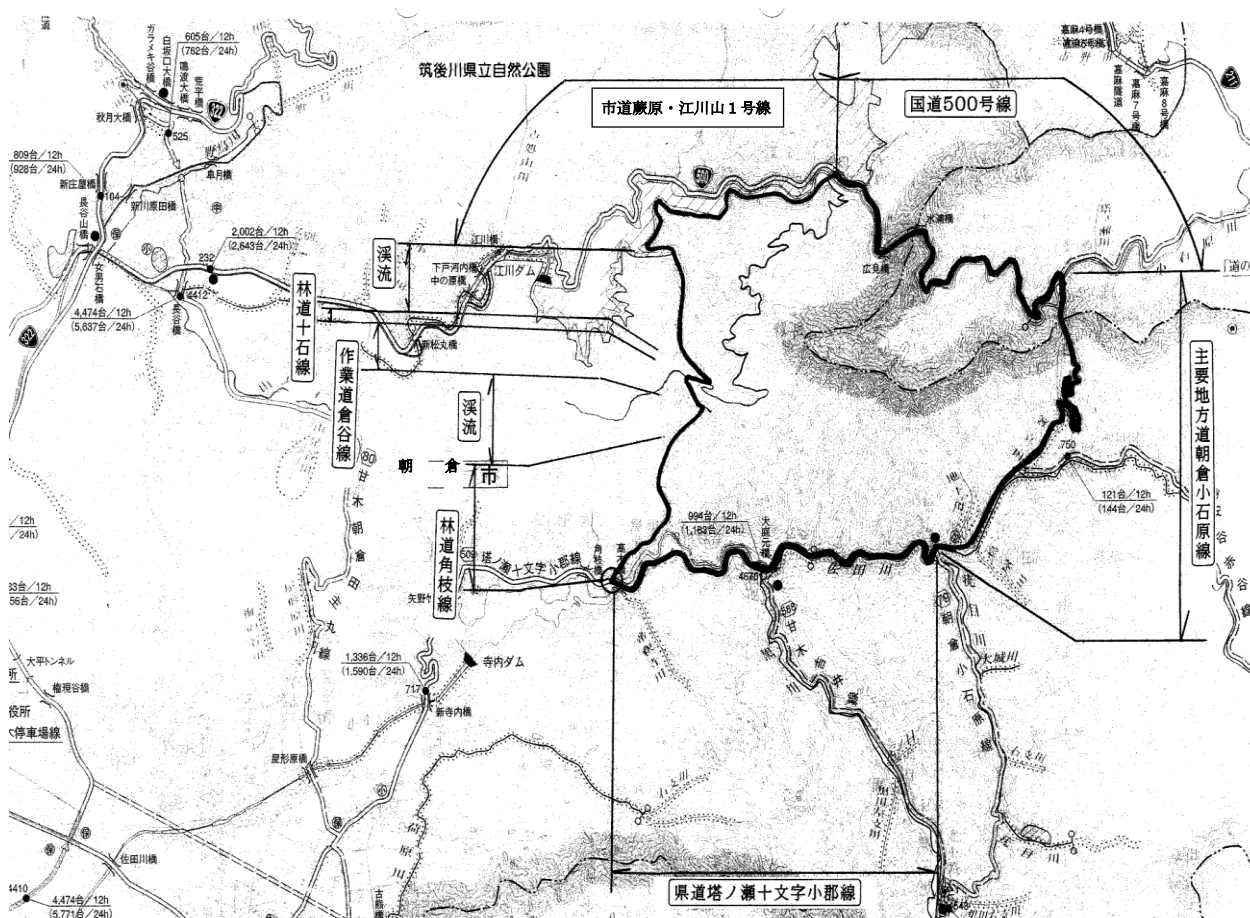
- ◎農業施設（レンコン畑の水漏れ防止の仕切材など）でも過去に散弾による破損が起きています。
- ◎発砲する際は、矢先に農業施設や農作物がないか、十分に確認してください。

～希少な猛禽類の保護のため、銃猟の自粛をお願いします～

○下記区域には、希少な猛禽類が生息しており、2月～3月は猛禽類の繁殖期となっています。この時期に銃猟を行うと、猛禽類の繁殖に悪影響を及ぼすため、この期間、下記区域における銃猟は自粛をお願いします。

自粛区域

朝倉市及び朝倉郡東峰村のうち、県道塔ノ瀬十文字小郡線と林道角枝線との交点を起点とし、林道角枝線を北東へ進み同林道終点で溪流と接続し、同溪流を上流へ進み作業道倉谷線に接続し、同作業道を北西へ進み林道十石線に接続し、同林道を東へ進み標識「起点から7Km」地点溪流に至り、同地点から溪流を下流へ進み朝倉市道蕨原・江川山1号線寒ヶ谷橋に至り、同地点から同市道を北東へ進み国道500号線と接続し、同国道を東へ進み主要地方道朝倉小石原線との分岐点に至り、主要地方道朝倉小石原線を南へ進み県道塔ノ瀬十文字小郡線との分岐点に至り、県道塔ノ瀬十文字小郡線を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域。



自粛期間

2月16日から3月15日まで